

組合員証等を使用したら…

◆ 第三者行為(交通事故など)

事故の届出について

交通事故など他人(第三者)の加害行為^{*1}でケガをしたり病気になったときは、その治療に要する費用は、加害者である第三者が最終的に負担することになります。

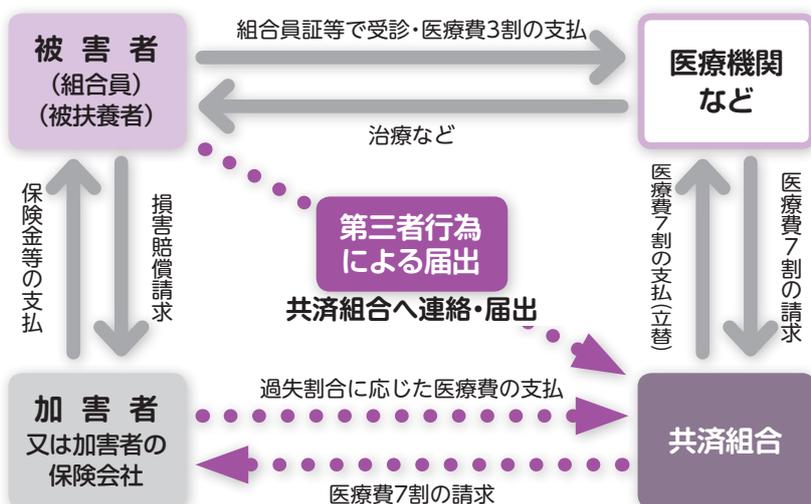
他人(第三者)の加害行為で医療機関を受診した場合、組合員証等(いわゆる保険証)を使用して治療を受けることもできますが、組合員証等を使用した場合の医療費は、共済組合が一時的に立て替えたものですので、共済組合は加害者へ請求を行う必要があります。

したがって、第三者の行為でケガや病気をしたとき^{*2}は、必ず共済組合に連絡し、「損害賠償申告書」を提出してください。また、第三者の行為が交通事故の場合には、「損害賠償申告書」に加え「事故発生状況報告書」、「交通事故証明書」などの必要書類を提出ください。

※1 第三者の行為に該当するのは、交通事故にあったときや、喧嘩に巻き込まれたとき、他人の飼い犬にかまれたときなどです。

※2 交通事故などにおいて、組合員又は被扶養者側の過失が大きい場合でも相手側に少しでも過失があった場合、その過失割合に応じて共済組合は求償することになります。

組合員証等を使ったときの流れ(例)



示談は慎重に

組合員証等を使用しているにもかかわらず、共済組合に届出なく、医療費について相手方との示談により支払を免責してしまうと、その内容によっては、医療費を組合員の方から返還していただくこともありますので、示談する前に、必ず共済組合にご連絡ください。

その他の注意点

- どんな小さな事故でも必ず警察に連絡し、事故の確認をしましょう。
- 軽傷であっても人身事故扱いとしましょう。
- 運転免許証、車検証などで相手を確認するとともに、相手の連絡先は必ず控えましょう。
- どんな軽いケガでも必ず医師の診察を受けましょう。

公務上の傷病や通勤途上の負傷については、組合員証を使って治療することができませんので、受診の際は医療機関の窓口で公務上又は通勤途上であることを申し出るとともに、地方公務員災害補償基金への公務・通勤災害の認定の申請をして療養補償を受けてください。

負傷原因の調査について

医療機関より提供のあった診療報酬明細書(レセプト)において、第三者行為や公務(通勤)災害の可能性のある傷病名があった際は、負傷原因の調査を行いますので、負傷した原因について詳しく回答いただきますようお願いいたします。